



一般財団法人

さいたま住宅検査センター

SJK 業務別手数料表
(2025年12月1日改定版)

目次

建築確認検査業務手数料	P. 2
仮使用認定業務手数料	P. 6
構造計算適合性判定業務手数料	P. 6
フラット35等適合証明業務手数料	P. 7
住宅性能評価業務料金（長期使用構造等確認を含む）	P. 9
建築物エネルギー消費性能適合性判定業務料金	P. 12
低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務手数料	P. 13
B E L S 評価業務料金	P. 13
建築物省エネ法第30条の認定に係る技術的審査業務料金	P. 13
東京ゼロエミ住宅認証審査業務手数料	P. 14
住宅性能証明書発行業務手数料	P. 15
性能評価業務手数料	P. 15
試験業務料金	P. 15
各業務の遠隔地の検査に係る加算手数料	P. 16
各事務所のご案内	P. 17
業務区域のご案内	P. 18

※ この手数料表は、すべての料金について記載しているものではありません。

各業務の手数料規程等につきましても、併せてご確認くださいませよう願いたします。

■第1類建築物(1申請当たり) (床面積の合計が300㎡以内、かつ、階数2以下の一戸建ての住宅)

<特例なしの場合> 確認審査の料金は構造審査料金を、完了検査の料金は省エネ検査の料金を含んでいます。 表1-1

床面積の合計		確認審査 (A)	中間検査 (B)	完了検査 (C)
	100㎡以内	51,000	34,000	49,000
100㎡超え	200㎡以内	64,000	46,000	58,000
200㎡超え	300㎡以内	77,000	59,000	71,000

<特例ありの場合(参考)>

表1-2

床面積の合計		確認審査	中間検査	完了検査
	100㎡以内	26,000	34,000	29,000
100㎡超え	200㎡以内	39,000	46,000	38,000

(注1)一戸建ての住宅には、全体の面積における住宅以外の部分の面積が1/2未満で、かつ、50㎡以内の兼用住宅を含みます。

■第2類建築物(1申請当たり) (第1類建築物以外の建築物)

<特例なしの場合> 確認審査の料金は構造審査料金を、完了検査の料金は省エネ検査の料金を含んでいます。 表2-1

床面積の合計		確認審査 (A)	中間検査 (B)	完了検査 (C)
	100㎡以内	55,000	34,000	53,000
100㎡超え	200㎡以内	64,000	46,000	64,000
200㎡超え	300㎡以内	77,000	59,000	75,000
300㎡超え	500㎡以内	115,000	81,000	133,000
500㎡超え	1,000㎡以内	135,000	126,000	184,000
1,000㎡超え	2,000㎡以内	216,000	194,000	259,000
2,000㎡超え	3,000㎡以内	324,000	243,000	324,000
3,000㎡超え	4,000㎡以内	396,000	253,000	343,000
4,000㎡超え	5,000㎡以内	448,000	288,000	384,000
5,000㎡超え	6,000㎡以内	512,000	317,000	422,000
6,000㎡超え	7,000㎡以内	552,000	335,000	450,000
7,000㎡超え	8,000㎡以内	592,000	354,000	470,000
8,000㎡超え	9,000㎡以内	624,000	371,000	498,000
9,000㎡超え	10,000㎡以内	656,000	389,000	518,000
10,000㎡超え	15,000㎡以内	736,000	475,000	634,000
15,000㎡超え	20,000㎡以内	832,000	533,000	710,000
20,000㎡超え	30,000㎡以内	907,000	571,000	779,000
30,000㎡超え	40,000㎡以内	981,000	610,000	821,000
40,000㎡超え	50,000㎡以内	1,056,000	648,000	864,000
50,000㎡超え	100,000㎡以内	1,440,000	1,024,000	1,363,000
100,000㎡超え	200,000㎡以内	2,000,000	1,408,000	1,920,000
200,000㎡超え		2,400,000	1,760,000	2,400,000

<特例ありの場合(参考)>

表2-2

床面積の合計		確認審査	中間検査	完了検査
	100㎡以内	30,000	34,000	33,000
100㎡超え	200㎡以内	39,000	46,000	44,000

(注2)型式適合認定建築物等については、表1-1又は表2-1に掲げる手数料に0.7を乗じた額とします。

(注3)建築確認検査の手数料は、上記の表1、2のほか、対象となる建築物等の規模等により別途加算(減額)する場合があります。詳しくは表8及び表9をご覧ください。

(注4)上記各表の中間検査の床面積は、申請された中間検査に係る部分の床面積(検査対象床面積)となります。

(注5)表1-1から表2-2までの中間検査が工区分け等により検査の時期が異なる場合には、その都度、その検査対象床面積に係る手数料をお支払いいただくことがあります。詳しくはお問い合わせください。

(注6)<特例あり(参考)>の手数料は、表1-1及び表2-1の(A)の手数料から表9(D)の額を、(C)の手数料から表9(E)の額をそれぞれ差し引いた額を記載しています。

■建築設備等（1基当たり）

表3

区分		確認審査(A)	完了検査(C)
昇降機	定員3名以下のもの ※	12,000	20,000
	大臣認定を受けたもの	20,000	36,000
	上記以外	33,000	36,000
小荷物専用昇降機		12,000	20,000
工作物(擁壁)	高さ3m以内	52,000	48,000
	高さ3mを超え5m以内	65,000	60,000
	高さ5mを超え	78,000	84,000
工作物(広告塔)		39,000	42,000
工作物(上記以外)		表4(A)による	表4(C)による

※段差解消機等を除きます。

■工作物(擁壁・広告塔以外)(1基当たり)

表4

高さ	水平投影面積	50㎡以内		50㎡を超え500㎡以内		500㎡を超え3,000㎡以内		3,000㎡を超え	
		確認審査(A)	完了検査(C)	確認審査(A)	完了検査(C)	確認審査(A)	完了検査(C)	確認審査(A)	完了検査(C)
	10m以内	65,000	72,000	195,000	216,000	390,000	432,000	780,000	864,000
	10mを超え20m以内	104,000	108,000	312,000	324,000	650,000	648,000	1,300,000	1,296,000
	20mを超え30m以内	130,000	132,000	390,000	396,000	780,000	792,000	1,560,000	1,584,000
	30mを超え	195,000	192,000	585,000	576,000	1,170,000	1,152,000	2,340,000	2,304,000

■建築物の計画の変更(1申請当たり)

<直前の確認をセンターが行っている場合>

表5

区分	手数料	備考(要件等)
床面積の合計が300㎡以内の建築物(仕様規定による構造審査を含む)	$6,000 \times n$	n: 変更項目数(確認申請の手数料の額を上限とする)
床面積の合計が300㎡以内の建築物で構造強度に係る審査が必要である場合の加算(仕様規定による審査を除く)	15,000	上記の上限は適用しない
床面積の合計が300㎡を超える建築物	表2-1の(A)による額	計画の変更に係る部分の床面積の1/2に該当する額(床面積が増加する場合は、増加する部分の床面積)

■建築設備等の計画の変更(1基当たり)

表6

区分	手数料	備考(要件等)
昇降機	定員3名以下のもの ※	6,000
	大臣認定を受けたもの	10,000
	上記以外	17,000
小荷物専用昇降機		6,000
工作物(擁壁)	高さ3m以内	26,000
	高さ3mを超え5m以内	33,000
	高さ5mを超え	39,000
工作物(広告塔)		20,000
工作物(上記以外)		A × 0.5

※段差解消機等を除きます。

■センターが同一の計画の再申請であると認めた場合の手数料(1申請当たり)

表7

区分	手数料	備考(要件等)
建築物	A × 0.7	A: 表1・2の(A)による額
建築設備等	A × 0.5	A: 表3の(A)又は表4の(A)による額

■手数料の加算

表 8

項 目		加算手数料	備考（加算の要件等）
構造上複数棟建築物の構造審査	300㎡超え	A×0.2 ※下限：25,000	A：表2-1の(A)による額 建築物1棟当たり（2棟目以降）
	300㎡以内	性能規定（構造計算） の場合	25,000
		仕様規定（壁量計算） の場合	15,000
特別な方法による 設計の審査	限界耐力計算、免震設計、避難安全検証 法、耐火性能検証法	A×0.2	それぞれの設計ごと、複数棟の場合は棟ごと A：表1-1・2-1の(A)による額
	天空率（道路斜線、隣地制限、北側斜 線）	A×0.2	それぞれの設計ごと A：表1-1・2-1の(A)による額
小規模建築物等の確認申請で、昇降機等を併せて一の確認 として申請する場合		表3の額	
ルート2基準審査	1,000㎡以内		120,000
	1,000㎡超え 2,000㎡以内		162,000
	2,000㎡超え 10,000㎡以内		186,000
	10,000㎡超え 50,000㎡以内		246,000
	50,000㎡超え		456,000
確認申請図書と構造計算適合性判定図書との整合性の確認		12,000	建築物1棟当たり
特定天井等の審査	特定天井等の水平投 影面積の合計	1,000㎡以内	40,000
		1,000㎡超え	A×0.4
省エネ基準適合を確認と併せて審査する場合		5,000	建築物1棟当たり (共同住宅等を含む)
同一棟増築におけ る既存部分の確認 審査	既存部分の検査済証をセンターが交付して いる場合	A×0.2 (0.35)	A：既存部分の床面積に対する表1-1・ 2-1の(A)による額 ()内は、構造強度に係る審査を要する場合
	上記以外の場合	A×0.7 (1.00)	
直前の確認又は検査をセンター以外 の者が実施したものにおける計画変 更の確認、検査又は仮使用認定	建築物	A又は 表12の額×1.0	A：表1-1・2-1の(A)による額
	建築設備等	A×1.0	A：表3の(A)又は表4の(A)による額
同一棟増築におけ る既存部分の完了 検査	既存部分の検査済証をセンターが交付して いる場合	C×0.2	C：既存部分の表1-1・2-1の(C)に よる額
	上記以外の場合	C×0.5	
センター以外の者から建築物エネルギー消費性能適合性判 定を受けた場合の完了検査		C×0.2	C：表1-1・2-1の(C)による額
完了検査に伴う追加説明書		計画変更と同額	表5・6による額
消防長等の同意を要する場合	300㎡以内	3,000	1申請当たりの床面積の合計に対する額
	300㎡超え	4,000	

■手数料の減額（1申請当たり）

表 9

項 目	減額手数料	備考（減額の要件等）	
構造強度に係る設計を仕様規定により行う建築物の確認	10,000		
構造強度に係る審査を要しない建築物の確認 (型式適合認定建築物等を除く)	25,000	25,000：(D)	
省エネ基準への適合性に係る検査を 要しない建築物の完了検査（仮使用 認定を含む）	300㎡以内	20,000	20,000：(E)
	300㎡超え	C×0.2	1申請当たりの床面積の合計に対する額 C：表2-1の(C)による額
	仮使用認定	表12の額×0.2	

■再検査（1検査当たり）

表10

区 分	手数料
建築物又は建築設備等	当初の検査手数料×0.5

■各種届出等（1件当たり）

表11

区 分	手数料	備考(要件等)
軽微な変更説明書の審査	構造の軽微な変更を含まない場合	
	構造の軽微変更を含む場合	
建築物エネルギー消費性能適合性判定の軽微な変更説明書（ルートBに限る）の審査	センターが判定を行った場合	判定業務手数料とは、センターの建築物エネルギー消費性能適合性判定業務手数料の税抜き価格を示す
	センター以外の者が判定を行った場合	
業務規程第63条第1項第1号から第4号の届出	判定業務手数料×0.3	
業務規程第65条第1項の交付証明	判定業務手数料×1.0	
業務規程第63条第1項第1号から第4号の届出	4,000	誤記訂正届を除く
業務規程第65条第1項の交付証明	4,000	
電子申請等における紙面による確認済証等の交付	2,000	1通当たり
確認済証等の再交付	5,000	1通当たり 令和7年9月1日以降に交付したものに限り

■遠隔地の検査に係る加算

※P.16をご覧ください。

仮使用認定業務手数料

(単位:円/非課税)

■仮使用認定 (1申請当たり)

表12

床面積		第1類建築物	第2類建築物	備考(要件等)
100㎡以内		59,000	64,000	建築物を建築した場合(移転した場合を除く)は、当該建築物に係る部分の床面積により算定する
100㎡超え	200㎡以内	70,000	77,000	
200㎡超え	300㎡以内	85,000	90,000	
300㎡超え	500㎡以内	/	159,600	建築物を移転、大規模の修繕又は大規模の模様替をした場合は、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の1/2により算定する
500㎡超え	1,000㎡以内		221,000	
1,000㎡超え	2,000㎡以内		311,000	
2,000㎡超え	3,000㎡以内		389,000	
3,000㎡超え	4,000㎡以内		412,000	
4,000㎡超え	5,000㎡以内		461,000	
5,000㎡超え	6,000㎡以内		506,000	
6,000㎡超え	7,000㎡以内		540,000	
7,000㎡超え	8,000㎡以内		564,000	
8,000㎡超え	9,000㎡以内		598,000	
9,000㎡超え	10,000㎡以内		622,000	
10,000㎡超え	15,000㎡以内		761,000	
15,000㎡超え	20,000㎡以内		852,000	
20,000㎡超え	30,000㎡以内		935,000	
30,000㎡超え	40,000㎡以内		985,000	
40,000㎡超え	50,000㎡以内		1,037,000	
50,000㎡超え	100,000㎡以内		1,636,000	
100,000㎡超え	200,000㎡以内	2,304,000		
200,000㎡超え		2,880,000		

(注1) 型式適合認定建築物等については、上表に掲げる手数料に0.7を乗じた額とします。

(注2) 申請の内容によっては、上表に記載する手数料のほか、特別な方法による設計の審査などの手数を別途加算する場合があります。

構造計算適合性判定業務手数料

(単位:円/非課税)

■埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県及び群馬県の建築物 (1建築物当たり)

表1

床面積		大臣認定プログラム使用及び大臣認定プログラム以外
1,000㎡以内		216,000
1,000㎡超え	2,000㎡以内	276,000
2,000㎡超え	10,000㎡以内	349,000
10,000㎡超え	50,000㎡以内	514,000
50,000㎡超え		859,000

構造計算適合性判定(任意)業務手数料

(単位:円/税込み)

■埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、東京都及び神奈川県 of 建築物 (1建築物当たり)

表1

床面積		大臣認定プログラム使用及び大臣認定プログラム以外
1,000㎡以内		237,600
1,000㎡超え	2,000㎡以内	303,600
2,000㎡超え	10,000㎡以内	383,900
10,000㎡超え	50,000㎡以内	565,400
50,000㎡超え		944,900

<以下、構造計算適合性判定業務、構造計算適合性(任意)判定業務共通事項>

(注1) 建築基準法施行令第81条第2項第1号口に掲げる構造計算により行われた判定手数料の額は、別の定めによります。

(注2) センターが適合判定通知書を交付した建築物について、その計画を変更して建築物を建築する場合又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合の判定手数料の額は、床面積の合計の2分の1の面積(床面積が増加する場合にあっては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた面積)により算定します。

(注3) 電子申請における紙面による適合判定通知書の発行手数料の額は、1通につき2,000円(任意:2,200円)とします。

(注4) 適合判定通知書交付証明の申請手数料の額は、申請1件につき4,000円(任意:4,400円)とします。

(注5) 適合判定通知書の再交付手数料の額は、1通につき5,000円(任意:5,500円)とします。

ただし、令和7年7月22日以降に交付したものに限りません。

20251201改定版

■新築住宅

(1) 一戸建て住宅

表 1

種 別		設計検査	中間現場検査	竣工現場検査
フラット35 フラット35S 財形住宅融資		※1~6 11,000	※6 22,000	22,000
	建設住宅性能評価制度を活用したもの	—	—	5,500
	竣工済特例	※3~5 55,000		

- ※1 耐震性について性能規定(構造計算)による審査を行う場合は、設計検査の料金に27,500円を加算します。
 - ※2 耐震性について仕様規定(壁量計算)による審査を行う場合は、設計検査の料金に16,500円を加算します。
 - ※3 省エネルギー性について性能基準による審査を行う場合は、設計検査の料金に39,600円を加算します。
 - ※4 省エネルギー性について仕様基準による審査を行う場合は、設計検査の料金に5,500円を加算します。
 - ※5 フラット35Sにおいて基準適合審査項目を追加する場合(注1~4を除く。)は、項目を一追加するごとに1,100円を加算します。
 - ※6 設計検査及び中間現場検査を省略する場合には、それぞれ上表の料金は徴収しないものとします。
- (注1)他の制度の書類等により、フラット35Sの基準の適合性について確認することができる場合には、※1~※4の料金は加算しないものとします。

(2) 共同住宅

表 2

種 別		設計検査 ※1~5	中間現場検査	竣工現場検査 ※6		
一般申請	分譲住宅	フラット35 フラット35S 財形住宅融資	50戸以下	118,800	—	
		50戸超え 100戸以下	237,600	—	15,400+N×9,900	
		100戸超え 200戸以下	356,400	—		
		200戸超え	475,200	—		
		設計住宅性能評価制度を活用したもの	—	—	N×7,700	
建設住宅性能評価制度を活用したもの	—	—	N×5,500			
一括申請	分譲住宅	フラット35・35S 登録マンション	50戸以下	118,800	—	110,000
			50戸超え 100戸以下	237,600	—	189,200
			100戸超え 200戸以下	356,400	—	284,900
			200戸超え	475,200	—	396,000
		住宅性能評価制度を活用したもの	50戸以下	—	—	94,600
			50戸超え 100戸以下	—	—	173,800
			100戸超え 200戸以下	—	—	268,400
	賃貸住宅	省エネ住宅 サービス付き高齢者向け住宅 まちづくり融資	10戸以下	15,400	—	31,900
			10戸超え 20戸以下	23,100	—	47,300
			20戸超え 30戸以下	31,900	—	62,700
			30戸超え	79,200	—	110,000

- ※1 耐震性について性能規定(構造計算)による審査を行う場合は、設計検査の料金に27,500円を加算します。
 - ※2 耐震性について仕様規定(壁量計算)による審査を行う場合は、設計検査の料金に16,500円を加算します。
 - ※3 省エネルギー性について性能基準による審査を行う場合は、設計検査の料金に(3)の表に掲げる額を加算します。
 - ※4 省エネルギー性について仕様基準による審査を行う場合は、設計検査の料金に5,500円を加算します。
 - ※5 フラット35Sにおいて基準適合審査項目を追加する場合(注1~4を除く。)は、項目を一追加するごとに550円/戸を加算します。
 - ※6 設計検査を省略する場合には、上表の設計検査の料金は徴収しないものとします。
- (注1)Nは対象戸数を示します。
- (注2)他の制度の書類等により、フラット35Sの基準の適合性について確認することができる場合には、(注1)~(注4)の料金は加算しないものとします。

(3) 共同住宅における省エネルギー性の設計検査に係る加算手数料

表 3

種 別		料 金	備考(要件等)
性能基準	住宅部分の申請に係る戸数(住戸)	2戸超え 10戸以下	39,600 +N×9,900
		10戸超え 30戸以下	79,200 +N×5,500
		30戸超え	158,400 +N×3,300
仕様基準		5,500	建築物1棟当たり

■中古住宅

(1) 一戸建て住宅、連続建て、重ね建て

表 4

種 別		手数料	備 考	
フラット35	木造	52,800	設計図書があり、かつ、新築時に公庫の融資を利用した住宅で、現場審査に関する通知書、適格認定通知書、募集パンフレット等において、耐久性タイプの要件に適合していたことが確認できる住宅	
		59,400	公庫の耐久性タイプの要件が確認できる設計図書がある住宅	
		158,400	設計図書のない住宅	
	木造以外	52,800	設計図書のある住宅	
		59,400	設計図書のない住宅	
	フラット35S ※1・2	木造	59,400	設計図書があり、かつ、新築時に公庫の融資を利用した住宅で、現場審査に関する通知書、適格認定通知書、募集パンフレット等において、耐久性タイプの要件に適合していたことが確認できる住宅
			63,800	公庫の耐久性タイプの要件が確認できる設計図書がある住宅
			211,200	設計図書のない住宅
		木造以外	59,400	設計図書のある住宅
			63,800	設計図書のない住宅
住宅性能評価制度を活用したもの	木造	39,600		
	木造以外	39,600		
財形住宅（中古住宅）	木造	52,800	設計図書があり、かつ、新築時に公庫の融資を利用した住宅で、現場審査に関する通知書、適格認定通知書、募集パンフレット等において、耐久性タイプの要件に適合していたことが確認できる住宅	
		59,400	公庫の耐久性タイプの要件が確認できる設計図書がある住宅	
		158,400	設計図書のない住宅	
	木造以外	52,800	設計図書のある住宅	
		59,400	設計図書のない住宅	
財形住宅（リ・ユース）		52,800	設計図書のある住宅	
		59,400	設計図書のない住宅	

※1 耐震性の申請を行う場合は、設計検査の料金を27,500円を加算します。

※2 省エネルギー性(ZEHを含む。断熱等性能等級2相当の場合を除く。)の申請を行う場合は、設計検査の料金を39,600円を加算します。

(注1) 耐震評価が必要な建物(※3)は、27,500円を加算します。

(2) 共同住宅（一戸当たり）

表 5

種 別		手数料	備 考
フラット35		52,800	管理規約の写し及び長期修繕計画の写しの代わりとなる書類(※4)なし
		39,600	管理規約の写し及び長期修繕計画の写しの代わりとなる書類(※4)あり
	フラット35S ※1・2	59,400	管理規約の写し及び長期修繕計画の写しの代わりとなる書類(※4)なし
		46,200	管理規約の写し及び長期修繕計画の写しの代わりとなる書類(※4)あり
	住宅性能評価制度を活用した住宅	39,600	管理規約の写し及び長期修繕計画の写しの代わりとなる書類(※4)なし
		26,400	管理規約の写し及び長期修繕計画の写しの代わりとなる書類(※4)あり
財形住宅（中古住宅）		52,800	管理規約の写し及び長期修繕計画の写しの代わりとなる書類(※4)なし
財形住宅（リ・ユース）		39,600	管理規約の写し及び長期修繕計画の写しの代わりとなる書類(※4)あり

※1 耐震性の申請を行う場合は、設計検査の料金を27,500円を加算します。

※2 省エネルギー性(ZEHを含む。断熱等性能等級2相当の場合を除く。)の申請を行う場合は、設計検査の料金を39,600円を加算します。

(注1) 耐震評価が必要な建物(※3)は、33,000円を加算します。

※3 耐震評価が必要な建物とは、建築確認日が昭和56年5月31日以前の建物です。

※4 代わりになる書類とは、旧公庫マンション情報登録証明書、マンションみらいネット (<https://www.mirainet.org>) の登録情報(管理規約・修繕計画)の写し又は過去の中古住宅適合証明書(有効期限内のもの)の写しのいずれかとなります。

■適合証明書の再交付

表 6

種 別	料金（1通当たり）
再交付	5,500

■遠隔地の検査に係る加算

※P.16をご覧ください。

■設計住宅性能評価

(1) 一戸建ての住宅（併用住宅を含む）（必須評価事項のみ）

表 1

申請方法	床面積	料 金	
		一般	住宅型式性能認定等 ※1
単独申請	200㎡以内	52,800	42,900
	200㎡超え	66,000	56,100
併願申請	200㎡以内	33,000	23,100
	200㎡超え	46,200	36,300

(2) 共同住宅等（必須評価事項のみ）

表 2

申請方法	床面積	料 金			備考(要件等)
単独申請	500㎡以内で劣化のみのもの ※2	52,800	+	M × 8,800	M：評価対象戸数を示す 住宅型式認定等(※1)を受ける建築物の料金は、左記の料金に0.8を乗じた額とする
	200㎡以内	85,800	+	M × 13,200	
	200㎡超え 500㎡以内	105,600	+	M × 13,200	
	500㎡超え 1,000㎡以内	158,400	+	M × 13,200	
	1,000㎡超え 2,000㎡以内	264,000	+	M × 12,100	
	2,000㎡超え 5,000㎡以内	462,000	+	M × 12,100	
	5,000㎡超え 10,000㎡以内	620,400	+	M × 12,100	
	10,000㎡超え 20,000㎡以内	792,000	+	M × 9,900	
	20,000㎡超え 50,000㎡以内	950,400	+	M × 9,900	
併願申請	200㎡以内	53,900	+	M × 13,200	
	200㎡超え 500㎡以内	66,000	+	M × 13,200	
	500㎡超え 1,000㎡以内	99,000	+	M × 13,200	
	1,000㎡超え 2,000㎡以内	165,000	+	M × 12,100	
	2,000㎡超え 5,000㎡以内	289,300	+	M × 12,100	
	5,000㎡超え 10,000㎡以内	388,300	+	M × 12,100	
	10,000㎡超え 20,000㎡以内	495,000	+	M × 9,900	
	20,000㎡超え 50,000㎡以内	594,000	+	M × 9,900	
	50,000㎡超え	701,800	+	M × 9,900	

(注1) 併願申請とは、建築物エネルギー消費性能適合性判定、長期使用構造等確認、低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査、性能向上計画認定(建築物省エネ法第30条)に係る技術的審査、BELS評価、フラット35S、住宅性能証明書又は東京ゼロエミ住宅認証審査をセンターに併せて申請(センターが既に交付した場合で当該業務の基準に適合することが確認することができ、かつ、その計算結果に変更がない場合を含む。)するものをいいます。

(注2) (注1)の併願申請において一の業務については、単願申請の料金とします。

※1：住宅型式認定等の料金の適用については、その申請において住宅型式性能証明書又は型式住宅部分等製造者認定書の写し(センターが当該認定書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。)が添えられている場合に限るものとします。

※2：「500㎡以内で劣化のみのもの」とは、センターに確認申請した木造3階以下の物件で劣化対策等級のみを2以上としたもの。

■建設住宅性能評価（新築）

(1) 一戸建ての住宅（併用住宅を含む）（必須評価事項のみ）

表 3

床面積	料 金	
	一般	住宅型式性能認定等 ※1
200㎡以内	121,000	99,000
200㎡超え	134,200	112,200

(2) 共同住宅等（必須評価事項のみ）

表 4

床面積	料 金			備考(要件等)
500㎡以内で劣化のみのもの ※2	105,600	+	M × 15,400	M：評価対象戸数を示す N：検査を行う回数を示す
200㎡以内	42,900	+	M × 15,400 + N × 22,000	
200㎡超え 500㎡以内	59,400	+	M × 15,400 + N × 24,200	
500㎡超え 1,000㎡以内	90,200	+	M × 15,400 + N × 36,300	住宅型式認定等(※1)を受ける建築物の料金は、左記の料金に0.8を乗じた額とする
1,000㎡超え 2,000㎡以内	138,600	+	M × 14,300 + N × 55,000	
2,000㎡超え 5,000㎡以内	301,400	+	M × 14,300 + N × 82,500	
5,000㎡超え 10,000㎡以内	534,600	+	M × 14,300 + N × 121,000	
10,000㎡超え 20,000㎡以内	660,000	+	M × 13,200 + N × 176,000	
20,000㎡超え 50,000㎡以内	924,000	+	M × 13,200 + N × 253,000	
50,000㎡超え	1,188,000	+	M × 13,200 + N × 330,000	

■長期使用構造等確認又は設計住宅性能評価と長期使用構造等確認の併願

(1) 一戸建ての住宅（併用住宅を含む）（必須評価事項のみ）

表 5

申請方法	床面積	料 金	
		一般	住宅型式性能認定等 ※ 1
単独申請	200㎡以内	56,100	46,200
	200㎡超え	69,300	59,400
併願申請	200㎡以内	36,300	26,400
	200㎡超え	49,500	39,600

(2) 共同住宅等（必須評価事項のみ）

表 6

申請方法	床面積	料 金 ※ 2				備考(要件等)	
単独申請	200㎡以内	85,800	+	M	×	16,500	M：評価対象戸数 を示す 住宅型式認定等(※1) を受ける建築物の料金は、 左記の料金の0.8を乗じた額とする
	200㎡超え 500㎡以内	105,600	+	M	×	16,500	
	500㎡超え 1,000㎡以内	158,400	+	M	×	16,500	
	1,000㎡超え 2,000㎡以内	264,000	+	M	×	15,400	
	2,000㎡超え 5,000㎡以内	462,000	+	M	×	15,400	
	5,000㎡超え 10,000㎡以内	620,400	+	M	×	15,400	
	10,000㎡超え 20,000㎡以内	792,000	+	M	×	13,200	
	20,000㎡超え 50,000㎡以内	950,400	+	M	×	13,200	
併願申請	200㎡以内	53,900	+	M	×	16,500	
	200㎡超え 500㎡以内	66,000	+	M	×	16,500	
	500㎡超え 1,000㎡以内	99,000	+	M	×	16,500	
	1,000㎡超え 2,000㎡以内	165,000	+	M	×	15,400	
	2,000㎡超え 5,000㎡以内	289,300	+	M	×	15,400	
	5,000㎡超え 10,000㎡以内	388,300	+	M	×	15,400	
	10,000㎡超え 20,000㎡以内	495,000	+	M	×	13,200	
	20,000㎡超え 50,000㎡以内	594,000	+	M	×	13,200	
	50,000㎡超え	701,800	+	M	×	13,200	

(注1) 併願申請とは、建築物エネルギー消費性能適合性判定、設計住宅性能評価、低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査、性能向上計画認定(建築物省エネ法第30条)に係る技術的審査、BELS評価、フラット35S、住宅性能証明書又は東京ゼロエミ住宅認証審査をセンターに併せて申請(センターが既に交付した場合で当該業務の基準に適合することが確認することができ、かつ、その計算結果に変更がない場合を含む。)するものをいいます。

(注2) (注1)の併願申請において一の業務については、単願申請の料金とします。

(注3) 増築・改築及び既存の料金については、表5又は表6の料金と同額となります。

※1：住宅型式認定等の料金の適用については、その申請において住宅型式性能認定書又は型式住宅部分等製造者認定書の写し(センターが当該認定書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。)が添えられている場合に限るものとします。

■必須評価事項以外の表示事項を申請する場合の加算額

表 7

種 別	建物形状	料 金
必須評価事項以外の表示事項を申請する場合 (必須項目を含まない分野ごと)	一戸建ての住宅 (併用住宅を含む)	性能表示事項一につき 1,100 (上限は5,500)
	共同住宅等	性能表示事項一につき 550/戸

(注1) 必須評価事項以外の評価事項等を申請する場合については、表1、表2、表3、表4、表5、表6、表9、表10及び表11の額に上表の額をそれぞれ加算します。

■長期使用構造等確認の軽微変更該当証明を申請する場合の料金

表 8

種 別	建物形状	料 金
長期使用構造等確認の軽微変更該当証明を申請する場合	一戸建ての住宅 (併用住宅を含む)	5,500
	共同住宅等	5,500 /戸

■評価等の計画を変更する場合

表9

種別	建物形状	料金
住宅の計画を変更して住宅を建築する場合で当該計画の変更に係る直前の評価等をセンターから受けている場合又はセンターが評価等の審査中である住宅の計画を大規模に変更して建築する場合	一戸建ての住宅 (併用住宅を含む)	性能表示事項一につき 6,600
	共同住宅等	当初の申請料金の50%、 住戸のみの場合は6,600/戸

(注1)一次エネルギー消費量の審査等を行う場合には、一戸建ての住宅においては2,200円を、共同住宅等においては1,650円/戸をそれぞれ加算します。

■センター以外の者が設計住宅性能評価を行った場合の建設住宅性能評価料金の加算額

(1) 一戸建ての住宅 (併用住宅を含む) (必須評価事項のみ)

表10

床面積	料金	
	一般	住宅型式性能認定等 ※1
200㎡以内	25,300	19,800
200㎡超え	31,900	26,400

(2) 共同住宅等 (必須評価事項のみ)

表11

床面積		料金
200㎡以内		42,900
200㎡超え	500㎡以内	52,800
500㎡超え	1,000㎡以内	79,200
1,000㎡超え	2,000㎡以内	132,000
2,000㎡超え	5,000㎡以内	231,000
5,000㎡超え	10,000㎡以内	310,200
10,000㎡超え	20,000㎡以内	396,000
20,000㎡超え	50,000㎡以内	475,200
50,000㎡超え		561,000

(注1)一次エネルギー消費量の審査等を行う場合には、一戸建ての住宅においては2,200円を、共同住宅等においては1,650円/戸をそれぞれ加算します。

※1：住宅型式認定等の料金の適用については、その申請において住宅型式性能認定書又は型式住宅部分等製造者認定書の写し(センターが当該認定書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。)が添えられている場合に限るものとします。

■建設住宅性能評価の検査に係る再検査の料金

表12

建物形状	料金 (検査1回当たり)
一戸建ての住宅 (併用住宅を含む)	22,000 /人
共同住宅等	

■変更申告書及び申請者等変更届を申請する場合の料金

表13

種別	料金 (1通当たり)
変更申告書及び申請者等変更届を申請する場合	3,300

■評価書等の再交付料金

表14

種別	料金 (1通当たり)
再交付	5,500
再交付で記載内容に軽微な変更を伴う場合	11,000

■遠隔地の検査に係る加算

※P.16をご覧ください。

■建設住宅性能評価 (既存住宅)

※お問い合わせください。

建築確認をセンターに申請する場合

■住宅（一戸建ての住宅）（建築物1棟当たり）

表1

種別	料金
単独申請	33,000
併願申請 ※1	13,200

■住宅（共同住宅等）（建築物1棟当たり）

表2

種別	料金	備考(要件等)	
単独申請(①)又は(①+②)	住宅部分の対象戸数(住戸)①	Mは全戸数を示す	
	2~10戸以下		39,600 + M × 9,900
	11~30戸以下		79,200 + M × 5,500
	31戸以上	158,400 + M × 3,300	
	共用部の床面積の合計(共用部)②	300㎡以内	共用部の省エネ基準の適合性について審査を行っている他の業務との併願の場合は、共用部②の料金を加算しない
		300㎡超え 1,000㎡以内	
1,000㎡超え 5,000㎡以内		66,000	
5,000㎡超え		132,000	
併願申請 ※1	19,800 + M × 3,300	Mは全戸数を示す	

■非住宅建築物（建築物1棟当たり）

表3

判定対象床面積(注1)	評価方法	非住宅建築物の用途別の料金		
		第1類 (ホテル、病院、集会所等)	第2類 (第1類、第3類以外)	第3類 (工場等)
300㎡以内	標準入力法・主要室入力法	246,400	154,000	123,200
	モデル建物法	123,200	77,000	61,600
300㎡超え 1,000㎡以内	標準入力法・主要室入力法	308,000	215,600	154,000
	モデル建物法	154,000	107,800	77,000
1,000㎡超え 2,000㎡以内	標準入力法・主要室入力法	369,600	246,400	184,800
	モデル建物法	184,800	123,200	92,400
2,000㎡超え 5,000㎡以内	標準入力法・主要室入力法	585,200	400,400	308,000
	モデル建物法	292,600	200,200	154,000
5,000㎡超え 10,000㎡以内	標準入力法・主要室入力法	739,200	492,800	369,600
	モデル建物法	369,600	246,400	184,800
10,000㎡超え 20,000㎡以内	標準入力法・主要室入力法	924,000	585,200	431,200
	モデル建物法	462,000	292,600	215,600
20,000㎡超え 50,000㎡以内	標準入力法・主要室入力法	1,139,600	739,200	554,400
	モデル建物法	569,800	369,600	277,200
50,000㎡超え 100,000㎡以内	標準入力法・主要室入力法	1,447,600	954,800	708,400
	モデル建物法	723,800	477,400	354,200
100,000㎡超え 200,000㎡以内	標準入力法・主要室入力法	1,694,000	1,155,000	1,001,000
	モデル建物法	1,001,000	739,200	585,200
200,000㎡超え	標準入力法・主要室入力法	2,233,000	1,463,000	1,232,000
	モデル建物法	1,386,000	924,000	739,200

※1 併願申請とは、設計住宅性能評価、長期使用構造等確認、低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査、性能向上計画認定(建築物省エネ法第30条)に係る技術的審査、BELS評価、フラット35S、住宅性能証明書又は東京ゼロエミ住宅認証審査をセンターに併せて申請(センターが既に交付した場合で当該業務の基準に適合することが確認することができ、かつ、その計算結果に変更がない場合を含む。)するものをいいます。

(注1) 非住宅建築物及び複合建築物(住宅及び非住宅が混在する建築物)において非住宅部分の用途が複数混在する場合の料金は、第1類が含まれるときは第1類の額を、第1類がなく第2類が含まれるときは第2類の額を適用します。

(注2) 複合建築物は、それぞれの用途により算出した料金を合計した額とします。

(注3) 建築確認をセンター以外の機関に申請する場合は、表1、表2又は表3の判定料金の1.2を乗じた額とします。

(注4) 非住宅建築物のすべてが計算対象外用途である場合の料金については、表3の第3類の料金の0.1を乗じた額とします。

(注5) 計算対象となる室がある場合で計算対象となる設備が設置されていない場合、又は計算の省略ができる設備のみが設置されている場合は、表3の各用途に該当する判定対象床面積の料金の0.1を乗じた額とします。

※(注4)及び(注5)の料金については、16,500円を下限とします。

■軽微変更該当証明申請料金(ルートCの場合) : 表1から表3の料金に0.3を乗じた額

※計画の変更、軽微変更ともに直前の適合判定通知書をセンターが交付していない場合は、表1から表3の料金を適用します。

■計画の変更

表1から表3の料金に0.5を乗じた額

■再交付

1通当たり、5,500円

・低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務手数料
 ・BELS評価業務料金
 ・建築物省エネ法第30条に基づく認定に係る技術的審査業務料金

(単位:円/税込み)

■住宅（一戸建ての住宅）（建築物1棟当たり） 表1

種別		料金
性能基準	単独申請	39,600
	併願申請 ※1	19,800
仕様基準	単独申請	11,000
	併願申請 ※1	

■住宅（共同住宅等）（建築物1棟当たり） 表2

種別		料金	備考(要件等)		
性能基準	単独申請 (①又は①+②)	住宅部分の対象戸数(住戸) 2~10戸以下	39,600 + M × 9,900	Mは全戸数を示す	
		11~30戸以下	79,200 + M × 5,500	Nは評価書必要戸数を示す	
		31戸以上	158,400 + M × 3,300	NはBELS評価のみ対象	
		評価書の必要住宅戸数	N × 2,200		
	併願申請 ※1	共用部の床面積の合計(共用部)②	300㎡以内	39,600	共用部の省エネ基準の適合性について審査を行っている他の業務との併願の場合は、共用部②の料金を加算しない
			300㎡超え 1,000㎡以内	66,000	
			1,000㎡超え 5,000㎡以内	132,000	
5,000㎡超え			198,000		
併願申請 ※1		19,800 + M × 3,300	Mは全戸数を示す		
仕様基準	単独申請	11,000	上段は低炭素又は35条、下段はBELS評価の場合		
	併願申請 ※1	11,000 + (N - 1) × 2,200			

(注1)一戸のみを評価する場合は、一戸建ての住宅の料金を適用します。

■非住宅建築物（建築物1棟当たり） 表3

判定対象床面積	評価方法	非住宅建築物の用途別の料金		
		第1類 (ホテル、病院、集会所等)	第2類 (第1類、第3類以外)	第3類 (工場等)
300㎡以内	標準入力法・主要室入力法	246,400	154,000	123,200
	モデル建物法	123,200	77,000	61,600
300㎡超え 1,000㎡以内	標準入力法・主要室入力法	308,000	215,600	154,000
	モデル建物法	154,000	107,800	77,000
1,000㎡超え 2,000㎡以内	標準入力法・主要室入力法	369,600	246,400	184,800
	モデル建物法	184,800	123,200	92,400
2,000㎡超え 5,000㎡以内	標準入力法・主要室入力法	585,200	400,400	308,000
	モデル建物法	292,600	200,200	154,000
5,000㎡超え 10,000㎡以内	標準入力法・主要室入力法	739,200	492,800	369,600
	モデル建物法	369,600	246,400	184,800
10,000㎡超え 20,000㎡以内	標準入力法・主要室入力法	924,000	585,200	431,200
	モデル建物法	462,000	292,600	215,600
20,000㎡超え 50,000㎡以内	標準入力法・主要室入力法	1,139,600	739,200	554,400
	モデル建物法	569,800	369,600	277,200
50,000㎡超え 100,000㎡以内	標準入力法・主要室入力法	1,447,600	954,800	708,400
	モデル建物法	723,800	477,400	354,200
100,000㎡超え 200,000㎡以内	標準入力法・主要室入力法	1,694,000	1,155,000	1,001,000
	モデル建物法	1,001,000	739,200	585,200
200,000㎡超え	標準入力法・主要室入力法	2,233,000	1,463,000	1,232,000
	モデル建物法	1,386,000	924,000	739,200

※1 併願申請とは、建築物エネルギー消費性能適合性判定、設計住宅性能評価、長期使用構造等確認、フラット35S、住宅性能証明書又は東京ゼロエミ住宅認証審査等をセンターに併せて申請(センターが既に交付した場合で当該業務の基準に適合することが確認することができ、かつ、その計算結果に変更がない場合を含む。)するものをいいます。

(注2)非住宅建築物及び複合建築物において非住宅部分の用途が複数混在する場合の料金は、第1類が含まれるときは第1類の額を、第1類がなく第2類が含まれるときは第2類の額を適用します。

■計画の変更、軽微な変更

種別	料金(1通当たり)
計画の変更	表1~3の料金に0.5を乗じた額
軽微な変更	3,300

■再交付

1通当たり、5,500円

■設計確認審査

(1) 一戸建ての住宅 (併用住宅を含む)

表 1

種 別		手数料
性能基準	単独申請	39,600
	併願申請 ※1	19,800
仕様基準	単独申請	11,000
	併願申請 ※1	

(2) 集合住宅等

表 2

種 別		手数料	備考(要件等)
性能基準	単独申請	2~10戸以下	39,600 + M × 9,900
		11~30戸以下	79,200 + M × 5,500
		31戸以上	158,400 + M × 3,300
	併願申請 ※1	19,800 + M × 3,300	Mは全戸数を示す (すべての住戸が東京ゼロエミ基準に適合する必要があります)

■設計変更確認申請、軽微な変更、再発行

表 3

種 別		手数料
設計変更確認 (1申請当たり)	計算の変更を伴わない場合	5,500
	上記以外の場合	表1又は表2の料金に0.5を乗じた額
軽微な変更 (1通当たり)		3,300
再発行 (1通当たり)		5,500

■工事完了検査

(1) 一戸建ての住宅 (併用住宅を含む)

表 4

種 別		手数料
性能基準又は 仕様基準	単独申請	28,600
	併願申請 ※1	14,300

(2) 集合住宅等

表 5

全単位住戸の合計	申請方法	手数料	備考(要件等)
2戸~10戸以下	単独申請	66,000 + M × 4,400	Mは全戸数を示す (すべての住戸が東京ゼロエミ基準に適合する必要があります)
	併願申請 ※1	33,000 + M × 4,400	
11戸~30戸以下	単独申請	103,400 + M × 4,400	
	併願申請 ※1	51,700 + M × 4,400	
31戸以上	単独申請	158,400 + M × 4,400	
	併願申請 ※1	79,200 + M × 4,400	

※1 併願申請とは、建築物エネルギー消費性能適合性判定、設計住宅性能評価、長期使用構造等確認、低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査、性能向上計画認定(建築物省エネ法第30条)に係る技術的審査、フラット35S、住宅性能証明書又はBELS評価等をセンターに併せて申請(センターが既に交付した場合で当該業務の基準に適合することが確認することができ、かつ、その計算結果に変更がない場合を含む。)するものをいいます。

■その他

表 6

種 別	手数料	備考(要件等)
再検査	22,000 /人	検査1回当たり
軽微な変更説明書の審査	3,300	1通当たり
再発行	5,500	1通当たり
センターが設計確認審査を行っていない場合の 工事完了検査手数料への加算	表1又は表2に掲げる額	

住宅性能証明書発行業務手数料

(単位: 円/税込み)

■新築住宅 (戸建て住宅・共同住宅等共通)

表 1

適合基準	種 別	検査回数	現場検査時期	手数料	
				単独申請	併願申請
省エネルギー性	住宅の新築	2回	下地張り直前の 工事完了時	83,600	63,800
			竣工時		
	新築住宅の取得	1回	竣工時		
耐震性 ※1	住宅の新築	3回	基礎配筋工事完了時	93,500	79,750
			躯体工事完了時		
			竣工時		
バリアフリー性	住宅の新築	2回	下地張り直前の 工事完了時	55,000	49,500
			竣工時		
	新築住宅の取得	1回	竣工時		

(注1) 併願申請とは、建築物エネルギー消費性能適合性判定、設計住宅性能評価、長期使用構造等確認、低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査、性能向上計画認定(建築物省エネ法第30条)に係る技術的審査、BELS評価、フラット35S又は東京ゼロエミ住宅認証審査等をセンターに併せて申請(センターが既に交付した場合で当該業務の基準に適合することが確認することができ、かつ、その計算結果に変更がない場合を含む。)するものをいいます。

※1 共同住宅等における耐震性の手数料については、別途見積りとさせていただきます。

■遠隔地の検査に係る加算

※P.16をご覧ください。

■再交付

1 通当たり、5,500円

性能評価業務手数料

(単位: 円/非課税)

(建築基準法施行規則第11条の2の3第3項第4号の規定による)

表 1

性能分野	評価の内容	床面積の合計		手数料
構造安全性能	建築基準法第20条第1項第1号の認定(同条第2号口、第3号口、第4号口に掲げる場合を含む。)に係る評価	500㎡以内		1,020,000
		500㎡超え	3,000㎡以内	1,150,000
		3,000㎡超え	10,000㎡以内	1,600,000
		10,000㎡超え	50,000㎡以内	1,690,000
		50,000㎡超え	100,000㎡以内	2,260,000
		100,000㎡超え	200,000㎡以内	2,590,000
		200,000㎡超え		3,240,000

(注1) 既に認定を受けた構造方法等の軽微な変更として性能評価を受ける場合は、上表の区分に応じた額の1/10の評価手数料となります。(建築基準法施行規則第11条の2の3第5項第3号の規定による。)

試験業務料金

(単位: 円/税込み)

表 1

	(い)	(ろ)	(は)
構造の安定に関する性能表示事項として国土交通大臣が定めるものに係る認定のための審査に必要な試験	床面積の合計が500㎡以内のもの	407,000	55,000
	床面積の合計が500㎡を超え、3,000㎡以内のもの	638,000	77,000
	床面積の合計が3,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	946,000	110,000
	床面積の合計が10,000㎡を超えるもの	1,221,000	121,000

(注1) 申請1件につき、(い)欄に掲げる区分に応じ、(ろ)欄及び(は)欄に掲げる額の合計となります。

(注2) 建築基準法第68条の25第1項の構造方法等の認定を受けた(ただし、センターが行ったものに限り)特別評価方法の認定のための審査に必要な試験を受けようとする場合は、申請1件につき(い)欄に掲げる区分に応じ、(ろ)欄に掲げる額に0.5を乗じた額及び(は)欄に掲げる額を加算した額とします。

■加算手数料 (検査1回当たり)

	地 域	加算手数料	備考 (加算の要件等)
遠隔地における検査	<p>【茨城県】 ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、東海村</p> <p>【栃木県】 宇都宮市、鹿沼市、那須烏山市、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町</p> <p>【群馬県】 沼田市、安中市、上野村、下仁田町、南牧村、高山村、東吾妻町、川場村、昭和村</p>	<p>基準法の間接検査、完了検査又は仮使用認定に係る検査 4,000 (非課税)</p> <p>基準法以外の検査 4,400 (税込み)</p>	<p>同一申請者による複数の検査対象物件又は同一物件においてセンターが行う他の業務の検査の申請がある場合で、現場検査が同時に実施できるなど、センターが効率的に検査を実施できるときは、申請者と協議の上、加算額を決定する。</p>
	<p>【茨城県】 日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、大子町</p> <p>【栃木県】 日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、塩谷町、那須町、那珂川町</p> <p>【群馬県】 中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、片品村、みなかみ町</p>	<p>基準法の間接検査、完了検査又は仮使用認定に係る検査 6,000 (非課税)</p> <p>基準法以外の検査 6,600 (税込み)</p>	
	<p>【千葉県】 銚子市、館山市、木更津市、茂原市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、八街市、南房総市、匝瑳市、山武市、いすみ市、大網白里市、多古町、東庄町、九十九里町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町</p> <p>【茨城県】 神栖市</p> <p>【神奈川県】 全域</p>	<p>基準法の間接検査、完了検査又は仮使用認定に係る検査 15,000 (非課税)</p> <p>基準法以外の検査 16,500 (税込み)</p>	



一般財団法人

さいたま住宅検査センター

<https://www.sjkc.or.jp/>

本部

〒330-0064 埼玉県さいたま市浦和区岸町7-12-3

代表・総務部

電話 048 - 621 - 5111 FAX 048 - 863 - 2121

営業部

電話 048 - 621 - 5119 FAX 048 - 863 - 3320

事業部

事業管理課

電話 048 - 621 - 5120 FAX 048 - 863 - 3320

構造審査課

電話 048 - 621 - 5121 FAX 048 - 863 - 3344

検査情報センター

電話 048 - 621 - 5123 FAX 0120 - 432154

省エネ・住宅性能評価課

〒350-0023 埼玉県川越市並木488-1 (川越事務所2階)

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂2-3-19 (新高砂ビル4階)

電話 049 - 293 - 5925 FAX 049 - 293 - 5940

保険保全部

保険業務課

電話 048 - 621 - 5118 FAX 048 - 863 - 3320

保全業務課

電話 048 - 711 - 5325 FAX 048 - 863 - 3320

企画管理部

電話 048 - 711 - 5128 FAX 048 - 863 - 3320

性能評価部

電話 048 - 621 - 5116 FAX 048 - 863 - 3344

構造判定部

電話 048 - 621 - 5151 FAX 048 - 863 - 3131

さいたま事務所

〒330-0064 埼玉県さいたま市浦和区岸町7-12-3

電話 048 - 621 - 5117 FAX 048 - 863 - 3344

さいたま事務所検査分室

〒336-0027 埼玉県さいたま市南区沼影2-4-7 (さいたま県土整備事務所敷地内)

電話 048 - 621 - 6030 FAX 048 - 844 - 5090

川越事務所

〒350-0023 埼玉県川越市並木488-1

電話 049 - 230 - 6080 FAX 049 - 230 - 1110

所沢事務所

〒359-0034 埼玉県所沢市東新井町307-7

電話 04 - 2994 - 9200 FAX 04 - 2997 - 6001

越谷事務所

〒343-0845 埼玉県越谷市南越谷4-16-2

電話 048 - 988 - 0011 FAX 048 - 990 - 6610

熊谷事務所

〒360-0847 埼玉県熊谷市籠原南3-365

電話 048 - 579 - 5988 FAX 048 - 530 - 2800

東京事務所

〒180-0006 東京都武蔵野市境南町2-11-22 (第一飛翔ビル3階)

電話 0422 - 38 - 8390 FAX 0422 - 38 - 8392

SJKつくば確認検査事務所

〒305-0033 茨城県つくば市東新井19-7 (メルシービル3階)

電話 029 - 846 - 5177 FAX 029 - 846 - 5179

業務区域図



■ 関東地方（東京都の島しょ部を除く）の全域で行う主な業務

- ・建築確認検査業務
- ・フラット35等適合証明業務
- ・建築物エネルギー消費性能適合性判定業務
- ・建築物省エネ法第30条に基づく認定に係る技術的審査業務
- ・住宅瑕疵担保責任保険等の業務
- ・定期報告業務（※物件ごとにお見積り） 等
- ・住宅性能評価業務（長期使用構造等確認を含む）
- ・低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務
- ・BELS評価業務

■ 関東地方（東京都の島しょ部を含む）の全域で行う業務

- ・構造計算適合性判定（任意）業務
- ・試験業務（品確法）
- ・性能評価業務（建築基準法）

■ 埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県及び群馬県の全域で行う業務

- ・構造計算適合性判定業務

NICE WEB申請システムもご用意しておりますので、是非ご利用ください。



<https://www.sjkc.or.jp/>

